

簡易な収入見込額の申立書
【家計急変者】

ひとり親世帯以外用

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書」と一緒にご提出ください。
- 下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック（☒）してください。

☐ 食費等の物価高騰の影響により、家計が急変しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。
※申請者（③-1、③-2で収入が高い方）が食費等の物価高騰の影響で、家計が急変した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和5年1月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和 年 月		注意事項										
収入	給与収入【A】										円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】										円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】										円	※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】											円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記入不要です。

×12

③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（申請者）										円
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

②-2 配偶者等の令和●年●月以降の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和 年 月（※基本的に②申請者と同じ「年月」としてください）		注意事項										
収入	給与収入【A】										円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】										円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】										円	※公的年金収入（非課税除く）がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
収入合計額【A + B + C】											円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記入不要です。

×12

③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額（配偶者等）										円
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

④ ③-1（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について限度額を記入してください。

非課税相当収入限度額										円
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※ ③-1（申請者）の年間収入見込額が③-2（配偶者等）より高いことを確認して、申請者について非課税相当収入限度額を記入してください。
※ 限度額は、下の早見表から、申請者の申請時点の「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。
※ 申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税収入限度額は204.3万円としてください。
※ 給与収入、事業収入等、いずれの収入についても以下の早見表を利用してください。

<早見表>

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫（婦）子1人	156.0万円
3人（例）夫婦子1人	205.7万円
4人（例）夫婦子2人	255.7万円
5人（例）夫婦子3人	305.7万円
6人（例）夫婦子4人	355.7万円

（注）世帯人数は、以下の合計人数です。
・申請者本人
・同一生計配偶者（収入金額103万円以下の者）
・扶養親族（16歳未満の者も含む）

→【要件2】申請者について、③-1 年間収入見込額が ④非課税相当収入限度額以下であること。
※表面の【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」（水色）の要件を満たすことにより支給の対象となる場合があります。

（次ページに続きます）